

国及び独立行政法人等における環境配慮契約の締結実績及び取組状況について

国及び独立行政法人等について、各機関が環境配慮契約法第8条に基づき環境配慮契約の締結実績の概要をとりまとめ・公表の上、環境大臣に報告している¹。基本方針に定められた6つの契約類型別の契約締結実績の推移及び取組状況等は、以下のとおりである。

1. 電気の供給を受ける契約

国及び独立行政法人等における電気の供給を受ける契約の契約締結実績の推移、取組状況等については、以下のとおり。

(1) 契約件数及び予定使用電力量

平成26年度の国及び独立行政法人等の電気の供給を受ける契約の締結実績は、表1のとおりである。締結件数では68.6%、予定使用電力量では63.2%が環境配慮契約（据切り方式による入札。環境配慮契約実施不可能²分を除く）であった。

表1 平成26年度における電気の供給を受ける契約の締結実績（契約件数・予定使用電力量）

		総数（合計） ※入札（据切り方式）によらない場合を含む (a)	環境配慮契約（据切り方式）を実施した件数・予定使用電力量 (b)	環境配慮契約を実施可能であったが未実施の件数・予定使用電力量 (c)	環境配慮契約の実施が不可能であった件数・予定使用電力量 (d)	環境配慮契約の割合（実施不可能分を除く） (b) / {(a)-(d)}
件数 (件)	国の機関	2,211	1,643	288	280	85.1%
	独立行政法人等	1,459	433	663	363	39.5%
	合 計	3,670	2,076	951	643	68.6%
予定使用電力量 (百万kWh)	国の機関	2,671	2,093	342	236	85.9%
	独立行政法人等	7,170	2,400	2,268	2,502	51.4%
	合 計	9,841	4,492	2,510	2,738	63.2%

注1：「環境配慮契約の実施が不可能」は、電力供給事業者が3者に満たない（沖縄電力供給区域を含む）が該当

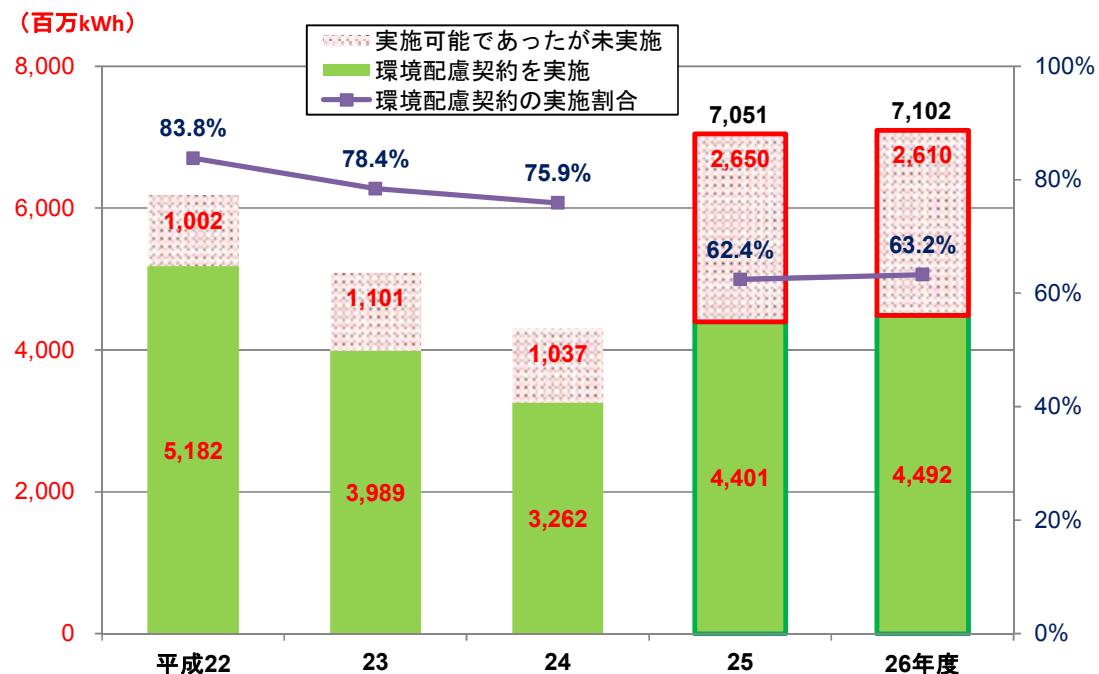
注2：予定使用電力量については端数処理の関係で必ずしも合計と一致しない場合がある

¹ 締結実績は法施行時期等の関係で平成20年度以降順次概要がとりまとめられている。ただし、環境配慮契約法は、平成19年11月22日施行のため、平成19年度の締結実績については一部省庁等で試験的に把握したのみである。また、例えば平成20年度の電気の供給を受ける契約については19年度中に契約を締結する施設も多くあり、実績として把握できない場合がある。

² 「電力供給事業者が3者に満たない」場合を環境配慮契約の実施が不可能としている。なお、50kW未満の契約、賃貸ビル等への入居であり直接契約をしていない場合は調査の対象外としている。

また、電気の供給を受ける契約及び環境配慮契約の実績の推移は、図1のとおりである。平成26年度において契約された予定使用電力量（環境配慮契約実施不可能分を除く）は7,102百万kWh、そのうち4,492百万kWhが環境配慮契約であり、平成25年度の環境配慮契約の実施割合とほぼ同水準であった。

なお、平成25年度実績調査から調査対象等を変更しており、平成24年度以前の実績調査とは直接比較ができない³。



注1：平成25年度から調査票を変更している

注2：沖縄電力供給区域は除く

図1 電気の供給を受ける契約の締結実績の推移(環境配慮契約実施不可能分を除く)

(2) 環境配慮契約の未実施の理由

「電力供給事業者が3者に満たない」以外の環境配慮契約の未実施の理由としては、以下のような事由があげられている。

- ・ 特別な契約等により、安価な契約が可能（大学、研究施設など）
- ・ 業者指定による長期継続契約のため（大学、病院など）
- ・ 電気の安定供給を懸念したため
- ・ 新電力の応札が見込めないため

(3) 二酸化炭素排出係数

環境配慮契約の実施又は未実施により、国及び独立行政法人等が契約した電気事業者の二酸化炭素排出係数と予定使用電力量から平均排出係数⁴を算定した（表2

³ 平成25年度及び26年度の実績は予定使用電力量で、平成22年度から平成24年度は総使用電力量であること、調査内容を変更したことに留意が必要である。

⁴ 契約した電気事業者の排出係数と予定使用電力量から算定した加重平均の排出係数

参考）。なお、現段階において、平成 26 年度における算定省令⁵に基づく排出係数は公表されていないことから、平成 26 年度における国及び独立行政法人等の契約締結実績（予定使用電力量）及び平成 25 年度における各電気事業者の排出係数から算定している。

表 2 のとおり、環境配慮契約を実施した場合と未実施の場合を比較すると、すべての供給区域において、環境配慮契約を実施した場合の平均排出係数が小さな値となっている。

全国（沖縄電力供給区域を除く）の平均排出係数は、環境配慮契約を実施した場合が 0.498kg-CO₂/kWh であるのに対し、環境配慮契約を実施しなかった場合が 0.563kg-CO₂/kWh となっており、環境配慮契約（裾切り方式）の実施が、より排出係数の小さい電気事業者との契約締結につながっているものと評価できる⁶。

表2 環境配慮契約の実施／未実施による供給区域別の平均排出係数（平成25年度）

供給区域	北海道電力供給区域	東北電力供給区域	東京電力供給区域	中部電力供給区域	北陸電力供給区域	関西電力供給区域	中国電力供給区域	四国電力供給区域	九州電力供給区域	全国
環境配慮契約を実施	0.616	0.547	0.473	0.453	0.607	0.484	0.616	0.631	0.521	0.498
環境配慮契約を未実施	0.681	0.585	0.519	0.502	0.627	0.511	0.715	0.702	0.601	0.563

注 1：「環境配慮契約を実施」は、裾切り方式による環境配慮契約を実施した場合

注 2：「環境配慮契約を未実施」は、最低価格落札方式による一般競争入札又は随意契約を実施し、環境配慮契約は実施していない場合

注 3：排出係数の単位は kg-CO₂/kWh

2. 自動車の購入等に係る契約

国及び独立行政法人等における自動車の購入等に係る契約の契約締結実績の推移、取組状況等については、以下のとおり。

（1）契約締結実績及び取組の推移

① 自動車の購入

国及び独立行政法人等の自動車の購入台数及び環境配慮契約（総合評価落札方式）による購入台数の推移は、表 3 及び図 2 のとおりである。

総購入台数に占める環境配慮契約の実施の割合は、平成 20 年度は 27.1% と低い状況⁷であったが、平成 21 年度以降は、21 年度 85.7%、22 年度 89.1%、23 年度 84.3%、24 年度 78.4%、25 年度 84.1% と毎年度 8 割程度ないし 8 割を上回る契約締結実績と

⁵ 特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令

⁶ 平均排出係数に基づく環境負荷低減効果（二酸化炭素排出削減効果）の試算は、資料 3 の【参考】を参照

⁷ 平成 20 年度においては、環境配慮契約法に基づく総合評価落札方式の仕様書の作成等に時間を要し、実際の発注に間に合わなかった機関があった等の理由による。

なっており、平成 26 年度は、90.1% とこれまで最も高い割合となった。自動車の購入に係る契約においては、総合評価落札方式による環境配慮契約が広く採用されている状況にある。

表3 自動車の購入に係る契約の締結実績の推移

区分	内訳	平成 20	21	22	23	24	25	26 年度
国 の 機 関	自動車の購入台数	4,240台	4,159台	1,425台	1,091台	1,043台	1,893台	2,211台
	うち総合評価落札方式によるもの	1,126台	3,676台	1,340台	957台	860台	1,668台	2,043台
	総合評価落札方式の割合	26.6%	88.4%	94.0%	87.7%	82.5%	88.1%	92.4%
独立行政法人等	自動車の購入台数	254台	258台	405台	757台	502台	371台	283台
	うち総合評価落札方式によるもの	90台	109台	290台	601台	352台	234台	205台
	総合評価落札方式の割合	35.4%	42.2%	71.6%	79.4%	70.1%	63.1%	72.4%
合 計	自動車の購入台数	4,494台	4,417台	1,830台	1,848台	1,545台	2,264台	2,494台
	うち総合評価落札方式によるもの	1,216台	3,785台	1,630台	1,558台	1,212台	1,902台	2,248台
	総合評価落札方式の割合	27.1%	85.7%	89.1%	84.3%	78.4%	84.0%	90.1%

注：国家公安委員会（警察庁）が調達した警察活動用車両を除く

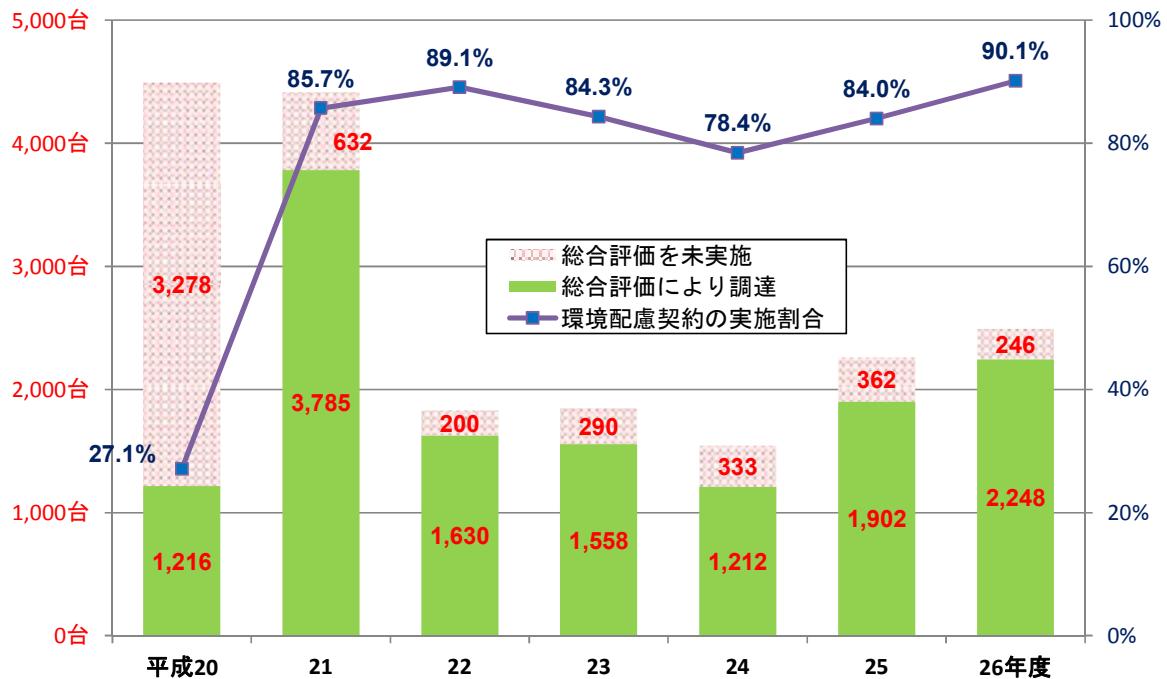


図2 環境配慮契約の実施状況の推移（自動車の購入）

② 自動車の賃貸借

平成 22 年度から 26 年度における国及び独立行政法人等の自動車の賃貸借台数及び環境配慮契約（総合評価落札方式）による賃貸借台数は、表 4 及び図 3 のとおりである。

平成 26 年度の自動車の賃貸借に係る契約における環境配慮契約は、特に国等の機関において平成 25 年度に比べ、実施割合・調達台数ともに大幅に増加している。また、総合評価落札方式による調達台数は、平成 22 年度に自動車の賃貸借に係る契約が追加されてから、最も多い調達台数となっている。

表4 自動車の賃貸借に係る契約の締結実績の推移

区分	内訳	平成22	23	24	25	26年度
国の機関	自動車の賃貸借台数	473台	311台	278台	804台	870台
	うち総合評価落札方式によるもの	165台	47台	191台	69台	354台
	総合評価落札方式の割合	34.9%	15.1%	68.7%	8.6%	40.7%
独立行政法人等	自動車の賃貸借台数	556台	520台	363台	347台	427台
	うち総合評価落札方式によるもの	114台	126台	169台	120台	146台
	総合評価落札方式の割合	20.5%	24.2%	46.6%	34.6%	34.2%
合 計	自動車の賃貸借台数	1,029台	831台	641台	1,151台	1,297台
	うち総合評価落札方式によるもの	279台	173台	360台	189台	500台
	総合評価落札方式の割合	27.1%	20.8%	56.2%	16.4%	38.6%

注1：国家公安委員会（警察庁）が調達した警察活動用車両を除く

注2：賃貸借台数から短期間のレンタル（いわゆるレンタカーの利用）は除外

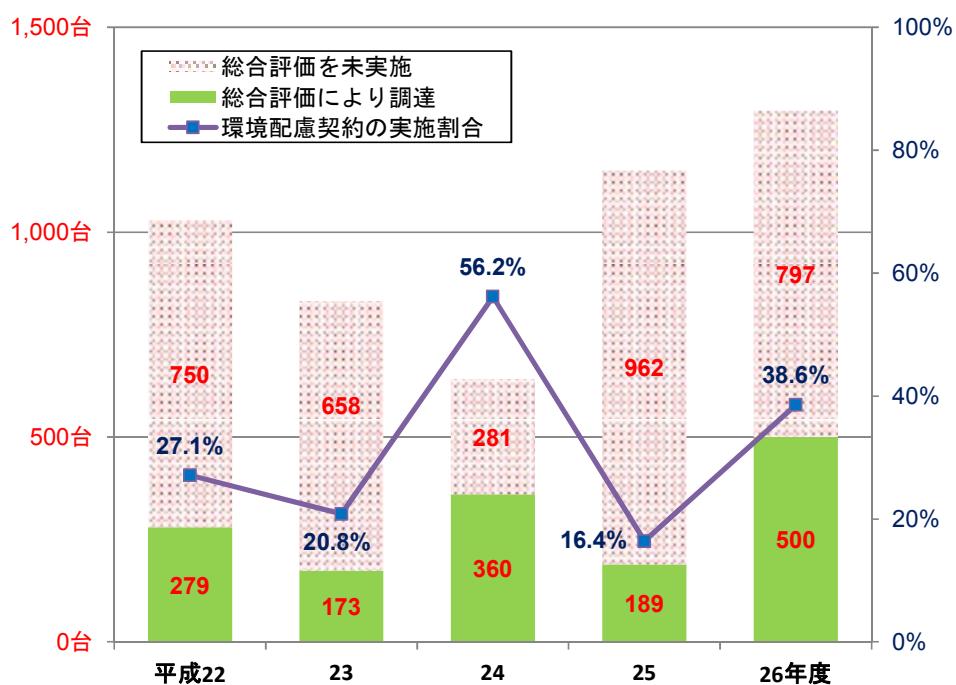


図3 環境配慮契約の実施状況の推移（自動車の賃貸借）

（2）環境配慮契約の未実施の理由

環境配慮契約の未実施の理由別の台数は調査していないが、主な理由として、以下のような事由があげられている。

- ・ 仕様を満たす車種が1種類しか存在しないため
- ・ 寒冷地所在の場合、要求仕様である4WDはハイブリッド車による対応が困難であり、ガソリン車に限定されるため
- ・ マイクロバスは車種間の燃費の差が小さいため
- ・ 要求する仕様に合った車種が稀少であること及び予算状況を考慮した結果、総合評価方式を実施しなかった
- ・ 競合車種は環境性能の差が少なく、仕様書においてもグリーン購入法への

- 適合や燃費性能等について環境性能へ配慮した調達としたため
- ハイブリッド自動車、燃料電池自動車等の次世代自動車であることを要件としており、最低価格による一般競争入札を実施したため
- また、賃貸借については、購入に比べ環境配慮契約の実施割合が低くなっていることから、未実施の理由を調べたところ、以下のような事由があげられている。
- 用途や車種が限定又は特定されるため
 - 再リース契約のため
 - 賃貸借期間が3年未満と短期間であり、環境性能にも差がないため
 - ハイブリッド自動車、燃料電池自動車等の次世代自動車であるため
- 上記の理由は、自動車の賃貸借において環境配慮契約を実施しない理由として許容できるものと考えられるが、一方で「環境性能より経済性を優先」「グリーン購入法の適合車種であるため環境配慮契約は実施していない」等の理由もあげられており、今後の環境配慮契約の促進に向けた普及啓発・情報提供が必要と考えられる。

3. 船舶の調達に係る契約

船舶の調達に係る契約は、平成22年度より環境配慮契約法基本方針に位置づけられた。国及び独立行政法人等の船舶の調達に係る契約締結実績は、以下のとおり。

(1) 契約締結実績及び取組の推移

① 環境配慮型船舶プロポーザル方式の実施状況

国及び独立行政法人等における船舶の概略設計又は基本設計に関する発注件数及び環境配慮型船舶プロポーザル方式の推移は、表5のとおりである。

表5 船舶の調達に係る契約の締結実績の推移（概略設計又は基本設計）

区分	内訳	平成22	23	24	25	26年度
国の機関	総数	2件	3件	1件	6件	4件
	うちプロポーザル方式を実施 (環境配慮型船舶プロポは未実施)				2件	0件
	環境配慮型船舶プロポーザル方式を実施	0件	0件	0件	1件	0件
独立行政法人等	総数	1件	2件	1件	4件	1件
	うちプロポーザル方式を実施 (環境配慮型船舶プロポは未実施)				1件	0件
	環境配慮型船舶プロポーザル方式を実施	0件	0件	1件	0件	1件
合計	総数	3件	5件	2件	10件	5件
	うちプロポーザル方式を実施 (環境配慮型船舶プロポは未実施)				3件	0件
	環境配慮型船舶プロポーザル方式を実施	0件	0件	1件	1件	1件

平成22年度及び23年度における船舶の概略設計又は基本設計に関する発注件数は合計で8件であったが、環境配慮型船舶プロポーザル方式による調達は実施されなかった。平成24年度においては、船舶の概略設計又は基本設計に関する発注件

数2件中1件が、平成25年度においては同発注件数10件中1件が環境配慮型船舶プロポーザル方式により調達されている。

平成26年度においては、船舶の概略設計又は基本設計に関する発注件数は5件あり、そのうち環境配慮型船舶プロポーザル方式により1件の調達が実施された。

なお、平成25年度の実績調査より、プロポーザル方式を実施したもの環境配慮型船舶プロポーザル方式を実施していない件数について調査しており、平成25年度は3件、平成26年度はなかった。

② 小型船舶（推進機関のみの場合を含む）の調達

国及び独立行政法人等における小型船舶（推進機関のみの調達を含む。以下同じ）の調達件数及び環境配慮契約の実施件数の推移は、表6及び図4のとおりである。

表6 船舶の調達に係る契約の締結実績の推移（小型船舶）

区分	内訳	平成22	23	24	25	26年度
国の機関	小型船舶の調達件数	101件	145件	25件	16件	26件
	環境配慮契約以外の入札によるもの				6件	6件
	随意契約				1件	0件
	環境配慮契約によるもの	7件	7件	19件	9件	20件
独立行政法人等	小型船舶の調達件数	12件	15件	10件	7件	5件
	環境配慮契約以外の入札によるもの				4件	1件
	随意契約				1件	3件
	環境配慮契約によるもの	2件	2件	2件	2件	1件
合計	小型船舶の調達件数	113件	160件	35件	23件	31件
	環境配慮契約以外の入札によるもの				10件	7件
	随意契約				2件	3件
	環境配慮契約によるもの	9件	9件	21件	11件	21件

平成22年度は小型船舶の調達総件数113件のうち9件(8.0%)、平成23年度は同件数160件のうち9件(5.6%)、平成24年度は同件数35件のうち21件(60.0%)、平成25年度は同件数23件のうち11件(47.8%)が、それぞれ燃料消費率等の基準を定めた裾切り方式による環境配慮契約であった。

平成26年度においては、小型船舶の調達総件数31件のうち21件(67.7%)が燃料消費率等の基準を定めた裾切り方式による環境配慮契約であり、平成24年度の契約実績において環境配慮契約の実施割合が大きく伸長したところであるが、25年度に引き続き26年度も環境配慮契約による調達が多く実施された。

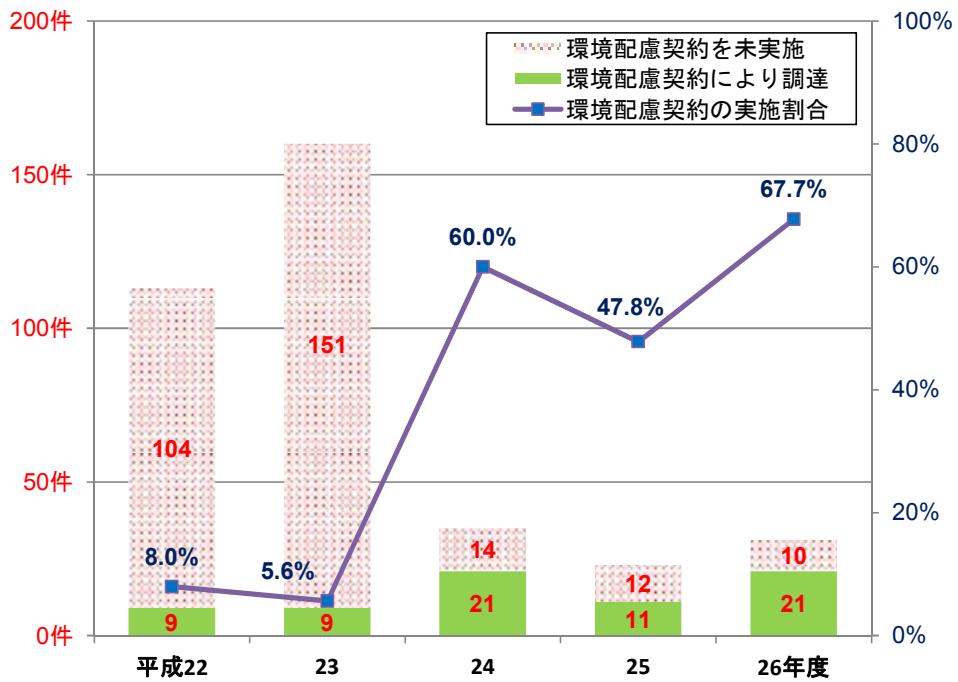


図4 環境配慮契約の実施状況の推移（小型船舶）

（2）環境配慮契約の未実施の理由

船舶の概略設計又は基本設計に関する発注に当たって環境配慮型船舶プロポーザル方式を実施しなかった理由を平成22年度から26年度までの22件についてみると、「当該船舶の用途に照らして温室効果ガス等の排出の削減以外の項目が特に優先される」が12件、「温室効果ガス等の排出の削減について設計上の工夫の余地がほとんどない」が4件、その他が6件となっている。

また、小型船舶の調達において環境配慮契約を実施しなかった理由としては、以下ののような事由があげられている。

- 救難艇のため他の項目が優先された
- 船舶の用途上推進機関の性能を重視する必要があったため
- 故障した船外機の代替品の調達のため

4. 省エネルギー改修事業（ESCO事業）に係る契約

国及び独立行政法人等における省エネルギー改修事業（ESCO事業及びフィージビリティ・スタディ）に係る契約締結実績の推移等については、表7のとおりである。

フィージビリティ・スタディの実施件数は、平成20年度には20件であったが、21年度3件、22年度1件と減少し、23年度には0件となったが、24年度には9件、25年度には3件、26年度には3件実施され、24年度は9件中6件が、25年度及び26年度はともに3件すべてがESCO事業の導入可能性有と判断された。

また、平成20年度以降のESCO事業の実施件数は、平成20年度9件、21年度3件、22年度3件、23年度1件、24年度5件、25年度7件、26年度4件と7年間で計

32 件であり、ESCO 事業の実施主体は、独立行政法人及び国立大学法人が 31 件となっている。

なお、平成 26 年度において、ESCO 事業の導入促進方策の一つとして、事例集⁸をとりまとめたところであり、今後の活用及び ESCO 事業の導入促進が期待される。

表7 省エネルギー改修事業に係る契約の締結実績の推移

区分	内訳	平成 20	21	22	23	24	25	26年度
国の機関	フィージビリティ・スタディの実施件数	14件	1件	0件	0件	0件	0件	0件
	うちESCO事業導入可能性有の件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
	ESCO事業実施件数	0件	1件*	0件	0件	0件	0件	0件
独立行政法人等	フィージビリティ・スタディの実施件数	6件	2件	1件	0件	9件	3件	3件
	うちESCO事業導入可能性有の件数	5件	2件	1件	0件	6件	3件	3件
	ESCO事業実施件数	9件	2件	3件	1件	5件	7件	4件
合 計	フィージビリティ・スタディの実施件数	20件	3件	1件	0件	9件	3件	3件
	うちESCO事業導入可能性有の件数	5件	2件	1件	0件	6件	3件	3件
	ESCO事業実施件数	9件	3件	3件	1件	5件	7件	4件

*発注手続を行ったが参加者なしのため不調となり契約に至っていない

5. 建築物の設計に係る契約

国及び独立行政法人等における建築物の設計に係る契約締結実績の推移、取組状況等については、以下のとおり。

(1) 契約締結実績及び取組の推移

国及び独立行政法人等の建築物の設計に係る契約締結実績は、表 8 及び図 5 のとおりである。

環境配慮型プロポーザル方式の実施件数は、大規模改修工事を含めると 22 年度 215 件、23 年度 279 件、24 年度 360 件、25 年度 397 件と年々増加してきたが、平成 26 年度は 152 件と前年度比では大きく減少している。また、平成 22 年度においては新築に係る設計業務 196 件中のうち 124 件 (63.3%) 、23 年度においては 220 件のうち 142 件 (64.5%) 、24 年度においては 282 件のうち 135 件 (47.9%) が環境配慮型プロポーザル方式を実施している。

平成 20 年度から平成 24 年度においては、競争入札も含め建築物の設計業務全体を対象としているが、平成 25 年度実績からはプロポーザル方式を実施した建築物の設計業務を対象としており、25 年度が 224 件のうち 178 件 (79.5%) 、26 年度は実施割合がやや下がったものの、104 件のうち 69 件 (66.3%) が環境配慮型プロポーザル方式を実施している。

⁸ 特に、今後 ESCO 事業の導入が見込まれる独立行政法人等において事業実施に有効な情報の共有を図ることを目的として、ESCO 導入事例の具体的な発注手続や運用方法等の事例を収集し、「ESCO 導入事例集」を作成した。

また、大規模改修工事における環境配慮契約の実施件数は、平成 22 年度 91 件、23 年度 137 件、24 年度 225 件、25 年度 219 件、26 年度 83 件となっている。

表8 建築物の設計に係る契約の締結実績の推移

区分	内訳	平成 20	21	22	23	24	25	26 年度
国 の 機 関	建築物の建築に係る設計業務総数				66 件	51 件	84 件	171 件
	プロポーザル方式の実施件数						40 件	42 件
	環境配慮型プロポーザル方式の実施件数	43 件	55 件	30 件	23 件	25 件	26 件	29 件
	環境配慮型プロポーザル方式の実施割合				45.5%	45.1%	29.8%	65.0%
独立行政法人等	大規模改修工事の環境配慮型プロポーザル方式実施件数				5 件	5 件	2 件	0 件
	建築物の建築に係る設計業務総数				130 件	169 件	198 件	262 件
	プロポーザル方式の実施件数						184 件	62 件
	環境配慮型プロポーザル方式の実施件数	233 件	252 件	94 件	119 件	110 件	152 件	40 件
	環境配慮型プロポーザル方式の実施割合				72.3%	70.4%	55.6%	82.6%
合 計	大規模改修工事の環境配慮型プロポーザル方式実施件数				86 件	132 件	223 件	219 件
	建築物の建築に係る設計業務総数				196 件	220 件	282 件	433 件
	プロポーザル方式の実施件数						224 件	104 件
	環境配慮型プロポーザル方式の実施件数	276 件	307 件	124 件	142 件	135 件	178 件	69 件
	環境配慮型プロポーザル方式の実施割合				63.3%	64.5%	47.9%	79.5%
	大規模改修工事の環境配慮型プロポーザル方式実施件数				91 件	137 件	225 件	219 件
	建築物の建築に係る設計業務総数							212 件
	プロポーザル方式の実施件数							
	環境配慮型プロポーザル方式の実施件数							
	環境配慮型プロポーザル方式の実施割合							

注：平成 20 年度から 24 年度は「建築の新築に係る設計業務」、平成 25 年度以降は「建築の建築（新築、増築等）に係る設計業務」

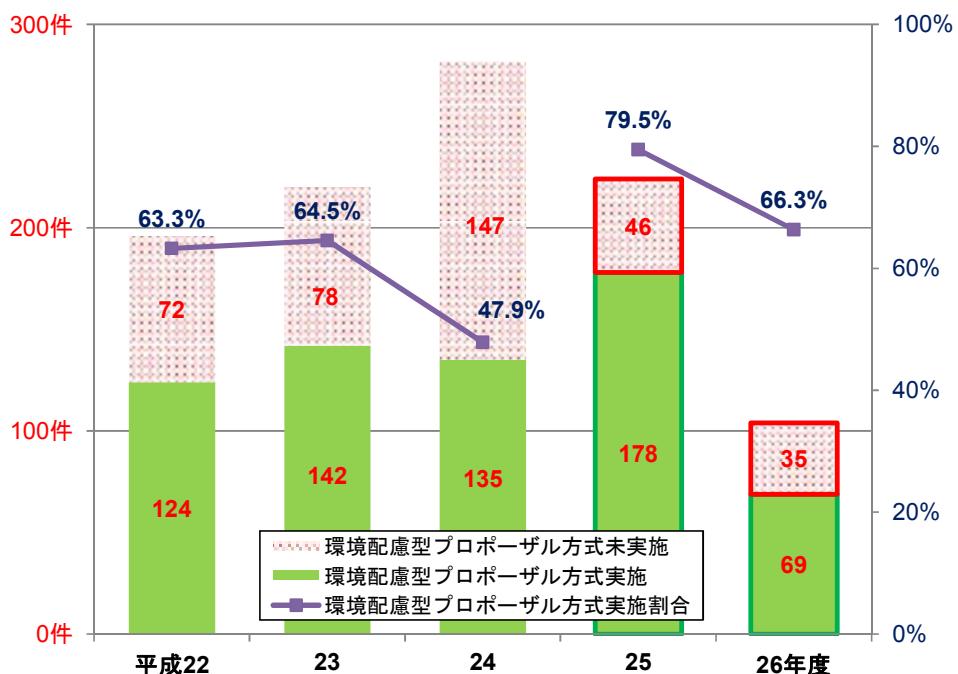


図5 環境配慮型プロポーザル方式の実施状況の推移

注：「未実施の件数」は、平成 22 年度から 24 年度においては総数から実施件数を差し引いて算出。平成 25 年度以降は「プロポーザル方式を実施したが、環境配慮型プロポーザル方式は未実施」の件数

(2) 環境配慮型プロポーザルの未実施の理由

平成 22 年度から 26 年度において環境配慮型プロポーザルを実施しない理由を示したもののが、表 9 である。

表9 環境配慮型プロポーザルを実施しなかった理由

環境配慮型プロポーザル方式未実施の理由	平成22	23	24	25	26年度
ア) 極めて高度な特定の機能に対する要求性能が温室効果ガス等の排出削減に優先する事業	6	7	4	28	8
イ) 設計業務発注前に多くの項目について意思決定がなされ優先されるべき事項が決定している事業	24	23	78	152	93
ウ) 宿舎等で一連の施設群に対し最初の設計を基に連続的に設計を行う事業	16	14	11	16	3
エ) 特段の事情により採択できない理由を事前に公表している事業	0	0	0	1	0
オ) その他	62	64	125	53	39
合 計	108	108	218	250	143

平成 26 年度においては、「設計業務発注前に多くの項目について意思決定がなされ優先されるべき事項が決定している事業」が 93 件で全体の 65.0% と約 2/3 を占めている。次いで、「その他」が 39 件で全体の 27.3% となっている。「その他」としては、以下のような事由があげられている。

- 増築施設は、既存の施設に接合させ増築するもので、既存のものと一体的な建築内容とする必要があったため
- 小規模な施設であり、温室効果ガス等の削減について設計上の工夫の余地がほとんどない事業と判断されるため
- 設計・施工一括方式で総合評価落札方式により発注している。評価項目として温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容を含む技術提案を求めている
- 比較的規模の小さい建築物の設計が多く、温室効果ガス等の排出の削減について設計上の提案の余地が乏しい
- 災害復旧事業のため原型復旧が原則となることから実施していない

6. 産業廃棄物処理に係る契約

平成 25 年度より新たに追加された契約類型である産業廃棄物処理に係る契約の国及び独立行政法人等における締結実績、取組状況等については、以下のとおり。

(1) 契約締結実績及び取組状況

平成 26 年度における国及び独立行政法人等の産業廃棄物処理に係る契約締結実績は、表 10 のとおりである。また、平成 25 年度及び 26 年度の契約実績の状況は、図 6 及び図 7 のとおりである。



図6 環境配慮契約の実施状況（件数）



図7 環境配慮契約の実施状況（産業廃棄物量）

環境配慮契約（裾切り方式による入札）の実施状況をみると、契約件数では平成25年度の環境配慮契約の実施割合は11.7%であったが、26年度には31.7%と大幅に伸長した。産業廃棄物量全体についてみると、環境配慮契約の割合は、平成25年度の11.0%から26年度の43.3%へと処理量でも4倍近くの増加となった。

（2）環境配慮契約未実施の理由

環境配慮契約未実施の理由としては、以下のような事由があげられている。

- ・ 契約の締結が急を要するものであったため
- ・ 補切り方式による入札を行うための体制が未整備であったため
- ・ 業者への配布が間に合わなかったため
- ・ 補切方式を実施することにより競争参加者が僅少であると予測されたため
- ・ 一定の競争性を確保するのが難しくなるため
- ・ 環境配慮契約に対応した事業者が近隣にないため
- ・ 応札可能業者が少数であり、十分な競争性を確保できないため
- ・ 競争性の確保が困難であるため、中小企業の受注機会の確保
- ・ PCB廃棄物の処理のため受託業者が特定されているため
- ・ RI廃棄物の集荷のため受託業者が特定されているため

表10 平成26年度における産業廃棄物処理に係る契約締結実績（契約件数・産業廃棄物量）

			総数（合計） ※入札（据切り方式）によらない場合を含む (a)	入札（据切り方式）を実施した件数 (b)	競争入札（据切り方式は未実施）を実施した件数 (c)	随意契約を実施した件数 (d)	環境配慮契約割合 (b) / (a)
件数（件）	国の機関	収集運搬	87	9	54	24	10.3%
		処分業	146	13	42	91	8.9%
		収集運搬+処分業	510	136	321	53	26.7%
		総数	743	158	417	168	21.3%
	独立行政法人等	収集運搬	111	59	35	17	53.2%
		処分業	122	55	26	41	45.1%
		収集運搬+処分業	346	147	140	59	42.5%
		総数	579	261	201	117	45.1%
	合 計	収集運搬	198	68	89	41	34.3%
		処分業	268	68	68	132	25.4%
		収集運搬+処分業	856	283	461	112	33.1%
		総数	1,322	419	618	285	31.7%
産業廃棄物量（予定を含む）（トン）	国の機関	収集運搬	5,447	777	3,885	785	14.3%
		処分業	4,126	409	2,438	1,278	9.9%
		収集運搬+処分業	30,920	11,683	16,487	2,750	37.8%
		総数	40,493	12,869	22,810	4,813	31.8%
	独立行政法人等	収集運搬	17,089	11,326	5,405	358	66.3%
		処分業	14,780	10,622	3,502	656	71.9%
		収集運搬+処分業	92,265	36,390	50,692	5,184	39.4%
		総数	124,134	58,338	59,598	6,198	47.0%
	合 計	収集運搬	22,536	12,103	9,290	1,143	53.7%
		処分業	18,905	11,031	5,940	1,934	58.4%
		収集運搬+処分業	123,185	48,074	67,178	7,933	39.0%
		総数	164,627	71,208	82,408	11,011	43.3%

注：産業廃棄物量については端数処理の関係で必ずしも合計と一致しない場合がある

（3）施設用途別の契約締結実績

平成26年度における施設用途別の契約締結実績は、表11～表14のとおりであり、施設用途としては、庁舎、試験研究施設、病院及び大学をとりあげた。これら4用途で、産業廃棄物の処理に係る契約件数の78.3%、処理量の88.0%を占めている。

環境配慮契約の実施状況をみると、契約件数では庁舎が15.0%、試験研究施設が53.0%、病院が49.4%、大学が29.6%、また、処理量では庁舎が37.3%、試験研究施設が62.2%、病院が51.5%、大学が17.9%となっており、試験研究施設及び病院においては環境配慮契約が実施されているが、庁舎及び大学においては契約件数、処理量ともに低い状況にある。

庁舎及び大学においては、据切り方式ではない一般競争入札による契約が多いことから、今後、据切り方式への変更促進の方策検討が必要と考えられる。

表11 平成26年度における施設用途別の産業廃棄物処理に係る契約締結実績（庁舎）

庁舎			総数（合計）※入札（据切り方式）によらない場合を含む (a)	入札（据切り方式）を実施した件数 (b)	競争入札（据切り方式は未実施）を実施した件数 (c)	随意契約を実施した件数 (d)	環境配慮契約の割合 (b) / (a)
件数（件）	国の機関	収集運搬	49	2	29	18	4.1%
		処分業	91	3	13	75	3.3%
		収集運搬+処分業	315	66	225	24	21.0%
		総数	455	71	267	117	15.6%
	独立行政法人等	収集運搬	2	0	0	2	0.0%
		処分業	7	0	0	7	0.0%
		収集運搬+処分業	17	1	7	9	5.9%
		総数	26	1	7	18	3.8%
	合計	収集運搬	51	2	29	20	3.9%
		処分業	98	3	13	82	3.1%
		収集運搬+処分業	332	67	232	33	20.2%
		総数	481	72	274	135	15.0%
（予定を含む）産業廃棄物数量（トントン）	国の機関	収集運搬	3,287	729	2,444	114	22.2%
		処分業	1,681	168	1,019	494	10.0%
		収集運搬+処分業	20,692	9,083	10,679	930	43.9%
		総数	25,661	9,980	14,143	1,538	38.9%
	独立行政法人等	収集運搬	2	0	0	2	0.0%
		処分業	3	0	0	3	0.0%
		収集運搬+処分業	1,162	23	658	480	2.0%
		総数	1,166	23	658	484	2.0%
	合計	収集運搬	3,289	729	2,444	116	22.2%
		処分業	1,684	168	1,019	497	10.0%
		収集運搬+処分業	21,854	9,107	11,337	1,410	41.7%
		総数	26,827	10,003	14,801	2,023	37.3%

注：産業廃棄物数量については端数処理の関係で必ずしも合計と一致しない場合がある

表12 平成26年度における施設用途別の産業廃棄物処理に係る契約締結実績（試験研究施設）

試験研究施設			総数（合計）※入札（据切り方式）によらない場合を含む (a)	入札（据切り方式）を実施した件数 (b)	競争入札（据切り方式は未実施）を実施した件数 (c)	随意契約を実施した件数 (d)	環境配慮契約の割合 (b) / (a)
件数（件）	国の機関	収集運搬	0	0	0	0	--
		処分業	1	0	0	1	0.0%
		収集運搬+処分業	12	8	4	0	66.7%
		総数	13	8	4	1	61.5%
	独立行政法人等	収集運搬	6	3	0	3	50.0%
		処分業	9	2	2	5	22.2%
		収集運搬+処分業	55	31	16	8	56.4%
		総数	70	36	18	16	51.4%
	合計	収集運搬	6	3	0	3	50.0%
		処分業	10	2	2	6	20.0%
		収集運搬+処分業	67	39	20	8	58.2%
		総数	83	44	22	17	53.0%
（予定を含む）産業廃棄物数量（トントン）	国の機関	収集運搬	0	0	0	0	--
		処分業	4	0	0	4	0.0%
		収集運搬+処分業	734	243	491	0	33.1%
		総数	738	243	491	4	32.9%
	独立行政法人等	収集運搬	65	48	0	17	74.3%
		処分業	24	18	4	3	73.1%
		収集運搬+処分業	3,095	2,132	715	247	68.9%
		総数	3,184	2,198	719	267	69.0%
	合計	収集運搬	65	48	0	17	74.3%
		処分業	28	18	4	7	62.8%
		収集運搬+処分業	3,828	2,375	1,206	247	62.0%
		総数	3,922	2,441	1,210	271	62.2%

注：産業廃棄物数量については端数処理の関係で必ずしも合計と一致しない場合がある

表13 平成26年度における施設用途別の産業廃棄物処理に係る契約締結実績（病院）

病院			総数（合計）※入札（据切り方式）によらない場合を含む (a)	入札（据切り方式）を実施した件数 (b)	競争入札（据切り方式は未実施）を実施した件数 (c)	随意契約を実施した件数 (d)	環境配慮契約の割合 (b) / (a)
件数（件）	国の機関	収集運搬	12	2	8	2	16.7%
		処分業	11	1	8	2	9.1%
		収集運搬+処分業	33	16	14	3	48.5%
		総数	56	19	30	7	33.9%
	独立行政法人等	収集運搬	85	49	29	7	57.6%
		処分業	71	46	20	5	64.8%
		収集運搬+処分業	187	83	83	21	44.4%
		総数	343	178	132	33	51.9%
	合計	収集運搬	97	51	37	9	52.6%
		処分業	82	47	28	7	57.3%
		収集運搬+処分業	220	99	97	24	45.0%
		総数	399	197	162	40	49.4%
(予定を含む)産業廃棄物数量(トントン)	国の機関	収集運搬	1,403	42	693	668	3.0%
		処分業	1,383	22	693	668	1.6%
		収集運搬+処分業	1,393	332	899	163	23.8%
		総数	4,179	396	2,285	1,498	9.5%
	独立行政法人等	収集運搬	15,759	10,455	5,115	189	66.3%
		処分業	13,466	9,696	3,234	536	72.0%
		収集運搬+処分業	55,750	25,377	28,596	1,778	45.5%
		総数	84,975	45,528	36,945	2,503	53.6%
	合計	収集運搬	17,162	10,497	5,808	856	61.2%
		処分業	14,848	9,718	3,927	1,204	65.4%
		収集運搬+処分業	57,143	25,708	29,494	1,941	45.0%
		総数	89,154	45,923	39,229	4,001	51.5%

注：産業廃棄物数量については端数処理の関係で必ずしも合計と一致しない場合がある

表14 平成26年度における施設用途別の産業廃棄物処理に係る契約締結実績（大学）

大学			総数（合計）※入札（据切り方式）によらない場合を含む (a)	入札（据切り方式）を実施した件数 (b)	競争入札（据切り方式は未実施）を実施した件数 (c)	随意契約を実施した件数 (d)	環境配慮契約の割合 (b) / (a)
件数（件）	国の機関	収集運搬	0	0	0	0	---
		処分業	0	0	0	0	---
		収集運搬+処分業	5	5	0	0	100.0%
		総数	5	5	0	0	100.0%
	独立行政法人等	収集運搬	6	0	5	1	0.0%
		処分業	19	1	3	15	5.3%
		収集運搬+処分業	41	15	22	4	36.6%
		総数	66	16	30	20	24.2%
	合計	収集運搬	6	0	5	1	0.0%
		処分業	19	1	3	15	5.3%
		収集運搬+処分業	46	20	22	4	43.5%
		総数	71	21	30	20	29.6%
(予定を含む)産業廃棄物数量(トントン)	国の機関	収集運搬	0	0	0	0	---
		処分業	0	0	0	0	---
		収集運搬+処分業	132	132	0	0	100.0%
		総数	132	132	0	0	100.0%
	独立行政法人等	収集運搬	373	0	243	130	0.0%
		処分業	434	130	217	87	29.9%
		収集運搬+処分業	25,425	4,454	20,306	665	17.5%
		総数	26,232	4,584	20,766	882	17.5%
	合計	収集運搬	373	0	243	130	0.0%
		処分業	434	130	217	87	29.9%
		収集運搬+処分業	25,557	4,586	20,306	665	17.9%
		総数	26,364	4,716	20,766	882	17.9%

注：産業廃棄物数量については端数処理の関係で必ずしも合計と一致しない場合がある

(4) 入札参加事業者数

平成 26 年度における産業廃棄物の処理に係る契約において入札を実施した場合の環境配慮契約の実施（419 件）／未実施（618 件）による入札参加事業者数は、図 8 及び図 9 のとおりである。1 者入札となった割合は、裾切り方式による環境配慮契約を実施した場合が 26.3%、環境配慮契約を実施しなかった場合が 23.1% であり、大きな差異はないものの、環境配慮契約を実施した場合の入札参加事業者は平均 2.12 者であるのに対し、環境配慮契約を実施しなかった場合の入札参加事業者は平均 2.54 者となっている。

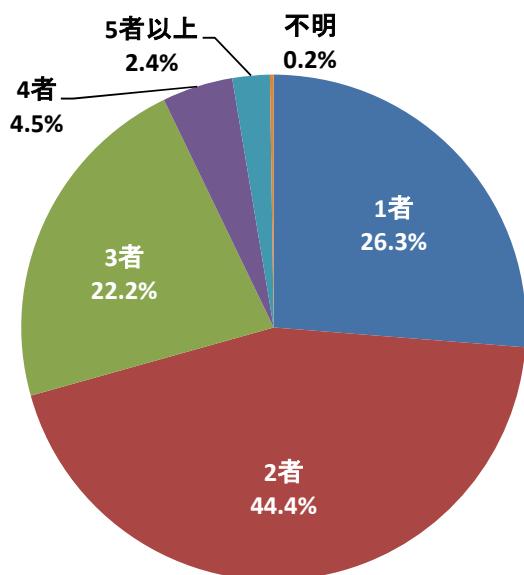


図8 環境配慮契約実施の場合の参加者数

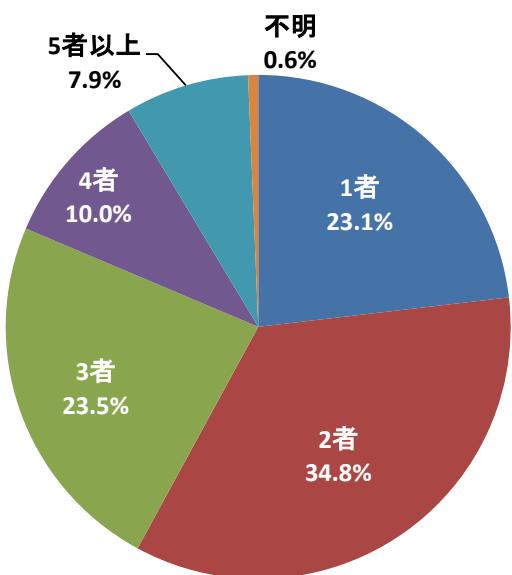


図9 環境配慮契約未実施の場合の参加者数

平成 26 年度の産業廃棄物の処理に係る契約においては、環境配慮契約を実施した場合の入札参加者数が、環境配慮契約を実施しなかった場合に比べ、少なくなってしまっており、裾切り方式の採用による入札資格付与の効果であるかについては、今後の入札参加者の動向に関する調査が必要と考えられる。